

東京都文京区「文京ユアストーリー事業」(取組開始：令和元年度～)

- ① [1]法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す
[2]日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組

- ② 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組

- ③ [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組
[2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組

- 新 [1]包括的な相談・調整窓口の整備
[2]総合的な支援パッケージを提供する取組

対象地域

【面積】11.29km²
【人口】235,345人
【うち65歳以上】43,785人
【高齢化率】18.6%

※令和7年1月1日時点

背景・経緯

- ・ **検討開始時期**：平成27年度
- ・ **取組開始時期**：令和元年度4月
- ・ **開始に至る経緯**：社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが地域の居場所活動を推進する中で、複数の高齢者から「親族がそばにいない。自分の葬儀はどうなるのか、弁護士や一般の民間団体は信用していいのか戸惑いがある」という相談があったことがきっかけとなった。

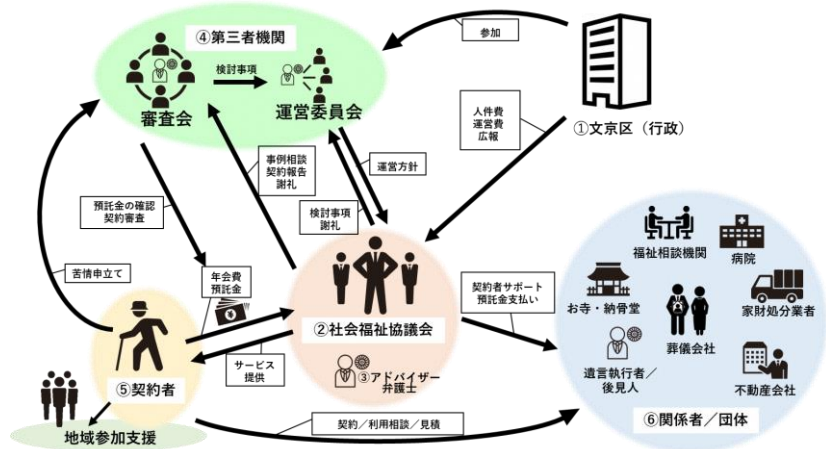
事業概要、実施スキーム

【事業概要】

人生の最後まで安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、身寄りのない高齢者を対象に、元気なうちに自らの選択で契約し、社会参画支援及び定期連絡・訪問を行い、生活の相談にのり、必要に応じて役所の窓口やサービスをご案内する。預託金を使ったサポートとして、入院、入所、転居時等に身元保証人の代わりとなる機能をご提供する。判断能力の衰えがみられる場合には、利用者の意向に沿って、成年後見制度や介護サービスをご紹介します。亡くなったあとは、契約内容に沿って葬儀・死後事務・家財処分の準備等の支援を行う。

【利用者の要件】

以下の全てに該当する文京区民
原則として70歳以上の方、生活保護を受給していない方、身近に頼れる親族等がいない方、明確な契約能力を有する方



ステークホルダーの役割

① 文京区

- 文京区社会福祉協議会に補助金を支給する
- 文京区地域福祉保健計画に事業を位置づける
- 審査会や運営委員会等の会議体への出席

② 文京区社会福祉協議会(補助先)

- 本人と契約を締結し、契約内容に沿ってサービスを実施する
- 契約者の生活や状態変化に応じて必要な支援につなげる
- 文京区への実績報告

③ アドバイザー・弁護士

- 契約前や契約後の法的な実務への助言を月に1回する
- 契約書の法務的確認をする

④ 第三者機関

【審査会】

外部専門職が契約審査や、預託金の確認を行う

【運営委員会】

外部専門職の委員が事業の実績を確認し、運営上の課題へ助言をする

⑤ 契約者(区民)

- 情報収集、社協に相談をする
- 契約を締結し、入会金や預託金を支払う
- 年会費を払い、定期的な連絡を受ける等サービスを受ける

⑥ 関係者/団体

- 葬儀会社や家財処分業者は、希望に応じて見積を作成する
- 死後に契約に沿って葬儀会社、寺、家財処分業者、遺言執行者等がそれぞれ必要な事項を実施する

東京都文京区「文京ユアストーリー事業」(取組開始：令和元年度～)

基本指標 (R6.10時点)

【自治体】文京区

- 事業予算：2,384,000円（令和6年度）※人件費は別

【相談対応者、身元保証代替・日常生活支援・死後事務支援対応者の体制】

- 常勤：1人（専任）
- 非常勤：1人（本事業以外の係の業務と兼務）
- 相談対応者の要件：特になし（社協職員で実施）
- 利用者負担（目安）：入会金 15,000円 年会費 10,000円
預託金 500,000円～

【事業の実績】

- 問い合わせ数：延べ283人（事業開始～令和5年度）
- 新規相談人数：46人（令和5年度）
- 新規契約者数：9人（令和5年度）
- フォロー中人数：29人（令和5年度時点の契約者合計数－解約者合計数）

工夫、配慮等

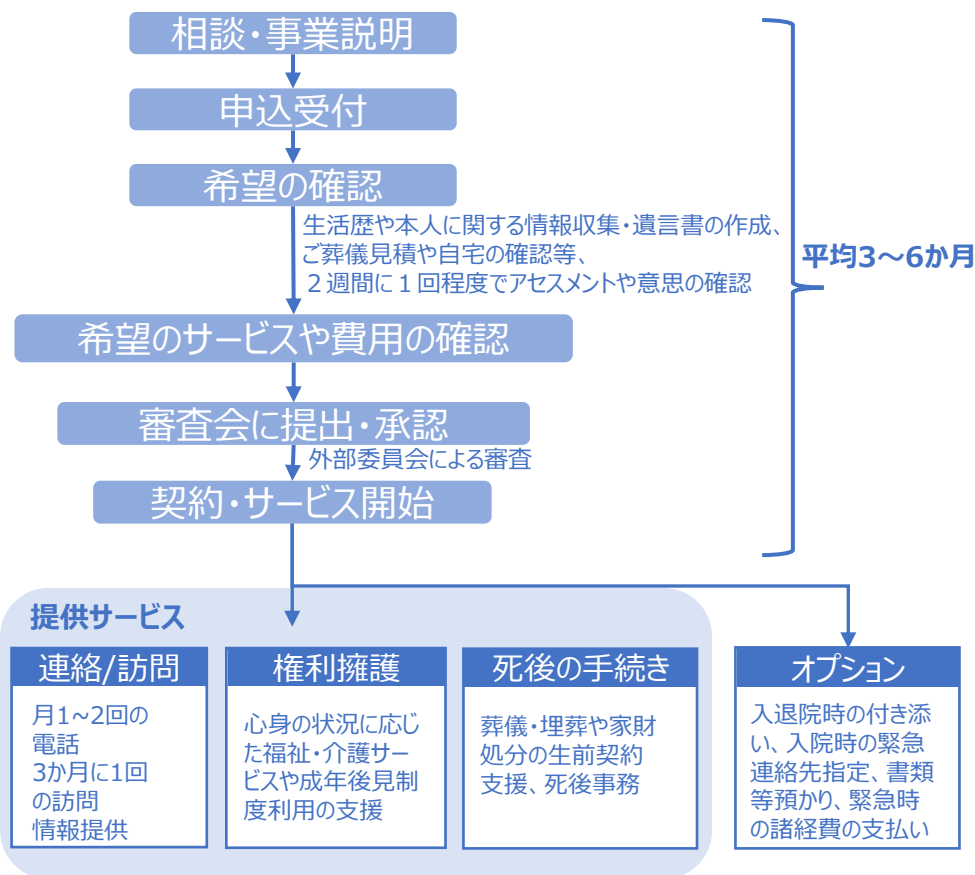
【工夫・配慮】

- 本人意思の確認については本人が提供を受けるサービスを理解しているか等の確認として、申し込みから契約まで3～6か月程度かけて何度も確認をしている。
- 遺言作成の希望があった場合、必要に応じて、東京弁護士会の高齢者・障がい者総合支援センターの弁護士に低額で協力を依頼している。
- Advance Care Planningの中の終末期医療の勉強会を契約者に実施している。
- 地域福祉コーディネーターと連携し、地域への社会参加の機会を提案している。
- 契約後に、本人の意思決定能力に疑義があると感じた際は、社協内で権利擁護センターへ相談し、後見制度の利用等を検討している。
- 事業の適正な運営に向け、外部の専門職委員による第三者機関として、審査会や運営委員会を設置している。
- 周知の一環として、問い合わせがあった方に定期的に「終活レター」を送付している。

【効果】

- 単身高齢者をはじめとする、身寄りのない区民が住み慣れた地域で安心して暮らすことにつながった
- 契約者を地域活動につなぎ、地域活動の担い手として活躍するなど、高齢者の地域との交流促進につながった。
- 他の制度へのつなぐ等、必要な福祉的支援へのコーディネート機能を果たした。

利用の流れ



現状の課題、今後の展開

- ① 利用者の増加や、高齢化に伴う支援量の増加などに対応するための人員体制が求められ、事業の採算性に課題がある。
- ② 関係者・関係機関が、家族・親族と同様の身元保証機能を求めており、死後事務委任事業では、医療機関、介護施設や大家等の理解が得られない場合や、死亡届の提出ができない場合に困難に感じている。
- ③ 成年後見制度や任意後見等の他の制度や民間事業との役割分担が難しいと感じている。